

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号				
許認可等の種類	獣畜の解体検査	根拠条項	第14条第3項				
審査基準	<p>と畜場内で、獣畜のとさつ後検査を受け、解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、知事の行う検査（望診、触診、解剖検査、顕微鏡検査その他必要な方法により、厚生労働省令で定める疾病（別表第5）についての解体検査）を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。</p> <p>別表第5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>疾病又は異常</th> <th>部 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症  変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)</td> <td>当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液  寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液  当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器  当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮</td> </tr> </tbody> </table>			疾病又は異常	部 分	別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症  変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液  寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液  当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器  当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮
	疾病又は異常	部 分					
別表第四に掲げる疾病 黄疸(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 水腫(病変が肉又は臓器の一部に局限されているものに限る。) 腫瘍(病変が肉、臓器、骨又はリンパ節の一部に局限されているものに限る。) 寄生虫病(旋毛虫病、有鉤囊虫症及び無鉤囊虫症(全身にまん延しているものに限る。)を除く。) 放線菌病 ブドウ菌腫 外傷 炎症  変性 萎縮 奇形 臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものに限る。) 潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものを除く。)	当該獣畜の肉、内臓その他の部分の全部 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液  寄生虫を分離できない部分及び住肉孢子虫症にあつては血液  当該病変部分及び血液 当該病変部分及び血液 当該病変部分 当該病変部分及び炎性産物により汚染された部分並びに多発生化膿のう性の炎症にあつては血液 当該病変部分 当該病変部分 著しい当該病変部分 当該異常部分に係る臓器  当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮						
受付機関	食肉衛生検査所	処理機関	食肉衛生検査所				
交付機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	7 日				
		標準經由期間	日				
		目次NO					